

# 職員・利用者のコロナ陽性が判明した場合の対応

職員・利用者のコロナ陽性が判明した場合、事業者は以下のフローに沿って、緑枠で記載した対応を行ってください。

## ① 医療機関を受診して陽性が判明

嘱託医・医療機関等を受診して陽性判明

※ PCR無料検査所での検査で陽性が判明した場合は、検査所の案内に従い、医療機関の受診やコンタクトセンターへの登録を行う。

65歳以上など、重症化リスクのある方については、医師が発生届を出し、保健所が療養調整を行います。

発生届の対象外の方は、自らコンタクトセンターに登録してください。

陽性者本人から施設に陽性判明を報告

施設内の陽性者発生を  
県の福祉・医療施設感染対策センターに報告



陽性判明者の接触者(発症日又は検査日の  
2日前までの接触)を特定し、自主検査を実施

※ 原則、報告いただいた日か翌日に、福祉・医療施設感染対策センターから聞き取りの電話をします。  
※ 自主検査の実施が難しい等の事情がある場合は、保健所による行政検査を行うことも可能です。センターから電話があった際にご相談ください。

## ② 事業者の自主検査で陽性が判明

自主検査を実施→陽性判明

嘱託医・医療機関等を受診

※ 必要な治療や療養調整につなげるためには、嘱託医・医療機関等を受診いただくこと等が必要となります。

65歳以上など、重症化リスクのある方については、医師が発生届を出し、保健所が療養調整を行います。

発生届の対象外の方は、自らコンタクトセンターに登録してください。



施設内の陽性者発生を  
県の福祉・医療施設感染対策センターに報告



陽性判明者の接触者(発症日又は検査日の  
2日前までの接触)を特定し、自主検査を実施

※ 原則、報告いただいた日か翌日に、福祉・医療施設感染対策センターから聞き取りの電話をします。  
※ 自主検査の実施が難しい等の事情がある場合は、保健所による行政検査を行うことも可能です。センターから電話があった際にご相談ください。

## コンタクトセンターへの登録について

コンタクトセンターへの登録については、回線が混み合いますので、なるべく電子申請での登録をお願いします。

### ●鳥取市、東部四町にお住まいの方

#### 1. 電子申請での登録

こちらの QR コードからお願いします。

(URL)

[https://s-kantan.jp/city-tottori-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=6482](https://s-kantan.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6482)

#### 2. 電話での登録

登録専用ダイヤル ☎0120-564-962（受付時間:8:30～20:00、土日・祝日受付有り）



### ●その他の地域にお住まいの方

#### 1. 電子申請での登録

こちらの QR コードからお願いします。

(URL)

[https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=6473](https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6473)

#### 2. 電話での登録

登録専用ダイヤル ☎0857-26-8633（受付時間:8:30～20:00、土日・祝日受付有り）



## 連絡先

### ■コロナ陽性者発生に係る報告・相談について

#### ○ 福祉・医療施設感染対策センター（高齢者・障がい者施設）

メール: [covid19-kansentaisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:covid19-kansentaisaku@pref.tottori.lg.jp)

TEL: 080-6460-8923

#### （高齢者施設に関する個別の質問について）

#### ○ 鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課

TEL: 0857-26-7174

#### （障がい者・児施設に関する個別の質問について）

#### ○ 鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課

TEL: 0857-26-7154

#### ○ 鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 子ども発達支援課

TEL: 0857-26-7151